受託研究収益	△ 263,502,324		
共同研究収益	△ 117,778,903		
受託事業等収益	△ 120,445,508		
寄附金収益	△ 168,051,426		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 213,678,889		
資産見返寄附金戻入	△ 56,664,403		
財務収益	△ 451,468		
雑益	△ 221,243,086	△ 3,974,834,825	
業務費用合計			6,023,105,371
Ⅱ　損益外減価償却相当額			730,065,378
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額(その他)			—
Ⅵ　損益外利息費用相当額			337,001
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			16,574,411
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			△ 3,291,847
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			△ 130,406,040
Ⅹ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		4,426,533	
政府出資の機会費用		46,371,557	50,798,090
ⅩⅠ　（控除）国庫納付額			—
ⅩⅡ　国立大学法人等業務実施コスト			6,687,182,364

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．国立大学法人会計基準の適用

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

２．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

また、文部科学省が指定する基幹運営費交付金（機能強化経費）、特殊要因運営費交付金に充当される運営費交付金については、文部科学省が指定する業務達成基準、費用進行基準又は期間進行基準を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、受託研究収入、共同研究収入及び受託事業等収入により購入した償却資産については当該受託研究等の期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　８年～47年

構築物　　10年～60年

工具器具備品　３年～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされていない職員について、当該職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

また、上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされていない職員について、当該職員の退職一時金に備えるため、当事業年度末における自己都合退職金要支給額を計上しております。

また、上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、運営費交付金により財源措置されることが明らかでないＰＣＢ廃棄物処理の見積額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　最終仕入原価法